

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	芦生田	農業振興地域内の農用地区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 国道144号線沿		純 2.9	純 8.8					
		2 上記以外の地域		純 2.7	純 8.6					
		上記以外の地域								
		1 奥間								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり283円以上のものについてはその評価額を283円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.1	純 9.0	純 6.2	純 5.7		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中 3.9	中 13	中 8.1	中 8.1		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 2.8	純 9.0	純 6.2	純 5.7		
い	今井	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		純 3.4	純 7.2					
		2 上記以外の地域		純 3.3	純 7.1					
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿	30	1.1	中 4.6	中 9.1	中 6.5	中 5.3		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.5	純 7.2	純 5.1	純 4.0		
お	大笹	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿		純 7.0	純 9.4					
		2 上記以外の地域		純 5.5	純 8.4					
		上記以外の地域								
		1 三本松、大原、南木尻								
		(1) ニイガタサンハウス分譲地 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり224円以上のものについてはその評価額を224円とみなして右の倍率を適用する	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
お	大笹	。）		倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
		(2) 寿産業分譲地									
		山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり318円以上のものについてはその評価額を318円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0			
		。）									
		(3) 上記以外の地域									
		イ 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり267円以上のものについてはその評価額を267円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1			
		。）									
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 6.8	純 9.4	純 9.5	純 9.5			
		2 上記以外の地域									
		(1) 国道144号線沿	30	1.1	中 8.5	中 13	中 11	中 11			
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 8.9	純 6.5	純 6.5			
		大前	農業振興地域内の農用地区域								
1 国道144号線沿				純 6.8	純 15						
2 上記以外の地域				純 4.0	純 8.0						
	上記以外の地域										
	1 細原										
	(1) 大蔵屋開発分譲地（プリンスランド）										
	イ 7次地区（県道大笹・北軽井沢線より南側の地域）										
	山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり690円以上のものについてはその評価額を690円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.0	—	—	中 7.0	中 7.0				







市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 1439番地のうちの次の枝番地 1、106、198～206、 209～216、219～226、 230～235、243、250～ 252、272、276、277、 281、299～301、310、  314、317、336、337、 339、340、342～351、 358、360～371、414、 425  山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり307円以上のもの についてはその評価額を307 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		(2) 上記以外の地域  イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり279円以上のもの についてはその評価額を279 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	6.2	—	—	中 6.2	中 6.2		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.5	純 13	純 6.5	純 5.1		
		3 鬼の泉水  (1) 東武百貨店分譲地、 軽井沢高原ビレッジ分譲地  山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり664円以上のもの についてはその評価額を664 円とみなして右の倍率を適用する 。)	40	3.9	—	—	中 3.9	中 3.9		
		(2) クレソントウン  山林(原野)又は別荘宅地の固定 資産税評価額が1㎡当たり18円 を超える地域(※固定資産税評価 額が1㎡当たり277円以上のもの についてはその評価額を277 円とみなして右の倍率を適用する	40	6.1	—	—	中 6.1	中 6.1		









市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 寿産業分譲地  山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり277円以上のものについてはその評価額を277円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		(2) 大正観光分譲地  山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり181円以上のものについてはその評価額を181円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.8	—	—	中 5.8	中 5.8		
		(3) 上記以外の地域  イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり143円以上のものについてはその評価額を143円とみなして右の倍率を適用する。)	40	4.6	—	—	中 4.6	中 4.6		
		ロ 上記以外の地域	30	1.2	純 8.5	純 13	純 8.1	純 5.1		
	9 柏木塚	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり191円以上のものについてはその評価額を191円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.8	—	—	中 5.8	中 5.8		
		(2) 上記以外の地域	30	1.2	純 8.5	純 13	純 8.1	純 5.1		
	10 板橋原	(1) 西武不動産の管理している地域  山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり274円以上のものについてはその評価額を274円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		



市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり292円以上のものについてはその評価額を292円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		(3) 嬭恋の森								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり342円以上のものについてはその評価額を342円とみなして右の倍率を適用する。)	40	7.5	—	—	中 7.5	中 7.5		
		(4) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり267円以上のものについてはその評価額を267円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		ロ 上記以外の地域	30	1.1	純 8.5	純 13	純 6.5	純 5.1		
		13 当籠								
		(1) 四季リフレス分譲地								
		山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり274円以上のものについてはその評価額を274円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.4	—	—	中 6.4	中 6.4		
		(2) 上記以外の地域								
		イ 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり149円以上のものについてはその評価額を149円とみなして右の倍率を適用する。)	40	3.7	—	—	中 3.7	中 3.7		



市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	鎌原	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり329円以上のものについてはその評価額を329円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.5	純 13	純 8.1	純 5.1		
		18 広川原								
		(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり137円以上のものについてはその評価額を137円とみなして右の倍率を適用する。)	40	5.3	—	—	中 5.3	中 5.3		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 8.5	純 13	純 8.1	純 5.1		
		19 上記以外の地域								
		(1) 浅間・白根火山ルート(有料道路)沿	30	1.1	中 8.5	中 14	中 10	中 8.1		
		(2) 国道144号線沿	30	1.1	中 7.5	中 13	中 10	中 8.1		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.9	純 9.0	純 5.8	純 4.0		
		さ	西窪	農業振興地域内の農用地区域						
1 国道144号線沿					純 3.8	純 7.5				
2 上記以外の地域					純 3.6	純 7.1				
上記以外の地域										
1 国道144号線沿	30			1.1	中 5.1	中 11	中 8.1	中 8.1		
2 上記以外の地域	30			1.1	純 3.8	純 7.3	純 5.7	純 5.2		
た	田代	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿、主要地方道東御・嬭恋線沿、村道田代中央線沿			—	純 9.4				
		2 上記以外の地域			—	純 8.9				
		上記以外の地域								
		1 吾妻山								

市区町村名：吾妻郡嬭恋村

中之条税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
た	田代	(1) 山林(原野)又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域(※固定資産税評価額が1㎡当たり264円以上のものについてはその評価額を264円とみなして右の倍率を適用する。)	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		(2) 上記以外の地域								
		イ 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.3	中 5.7		
		ロ 国道144号線沿、村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.5	中 9.5		
		ハ 上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.9	純 6.3	純 5.5		
		2 上記以外の地域								
		(1) 主要地方道東御・嬭恋線沿	40	1.1	—	中 14	中 6.3	中 5.7		
		(2) 国道144号線沿、村道田代中央線沿	30	1.1	—	中 14	中 9.5	中 9.5		
		(3) 上記以外の地域	30	1.1	—	純 8.9	純 6.3	純 5.5		
ふ	袋倉	全域	30	1.1	純 3.0	純 9.0	純 5.2	純 4.6		
ほ	干俣	万座温泉	40	1.1	純 5.1	純 9.0	純 5.1	純 5.7		
		上記以外の地域	30	1.1	純 4.9	純 8.9	純 4.8	純 4.8		
み	三原	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道144号線沿			純 4.6	純 13				
		2 上記以外の地域			純 4.2	純 9.4				
		上記以外の地域								
		1 国道144号線沿	30	1.1	中 6.1	中 17	中 11	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.5	純 11	純 5.1	純 5.1		